

(医責 145・地 313)

令和 2 年 9 月 23 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日 本 医 師 会
副会長 今村 聡
(公印省略)

「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」に関連した日本医師会の支援策について

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」が発表され、支援策の一つとして「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が実施されることになりました。

日本医師会では新型コロナウイルス感染者が拡大する 4 月から、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援制度(医療従事者支援制度)に対する補助を要望してきました。

また、国への要望と並行して、日本医師会に寄せられた新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金の一部を活用した医療従事者支援制度の創設を検討してきました。

今回、掲題の通り「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が決定したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(仮称)」の開始に向け準備を行っております。本制度は日本医師会他医療団体からの寄付金、厚労省の補助金を活用することにより医療機関がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとしています。

制度詳細については近々ご連絡させていただきますが、現在検討している日本医師会の支援策についてご周知いただくとともに、同制度開始の際には都道府県医師会から医療機関への案内をいただけますようお願いいたします。

R e f

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」

「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」(厚生労働省発医政 0915 第 1 号)

「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(仮称)」

1. 制度の概要と特長

(1) 新型コロナウイルス感染症に限定した労災給付の上乗せ補償保険

医療機関は、制度運営組織※を団体契約者とする「新型コロナウイルス感染症に限定した労災給付の上乗せ補償保険」(本制度用に新たに開発)に加入することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災保険法等による給付が決定された場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。

※制度運営組織となる団体については、現在調整中

(2) 医療団体の寄付金を活用した独自の補助金制度

本制度に加入した医療機関の保険料の一部は、日本医師会をはじめとする医療団体による寄付金からの補助金を充当することができます。

さらに、国からの「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」で対象となる医療機関の医療資格者については国からの補助金を受け取ることが可能です。

これらの補助金を活用することにより医療機関は少ない保険料負担で医療従事者のための補償を行うことができます。

(3) 多くの医療機関が加入することが可能

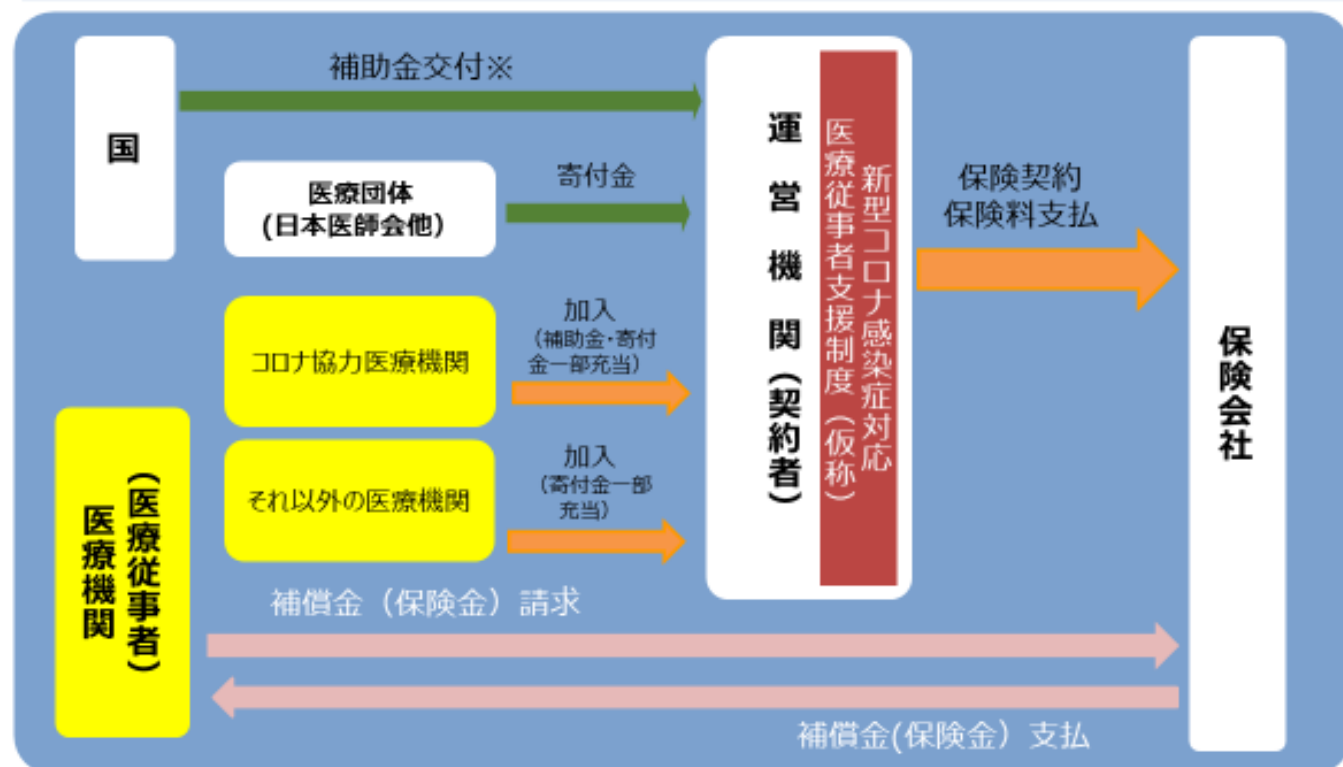
本制度には国の補助事業の対象となる新型コロナへの対応を行う医療機関だけでなく、それ以外の医療機関も加入することができます。

2. 補償の内容、保険料、開始時期等

詳細については現在調整中であり、近々ご連絡をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度（仮称）の枠組み

医療機関は、制度運営組織を団体契約者とする保険に加入し、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



※補助金交付については運営機関による代理申請を検討中

1

現在調整中の枠組みです。今後変更となることもありますのでご了解ください。

医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助 (新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業)

事業目的

国による直接執行 (予算額：10億円)

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図る。

事業内容

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

〔対象医療機関〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関（仮称）
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関（③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者）
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関（④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者）

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

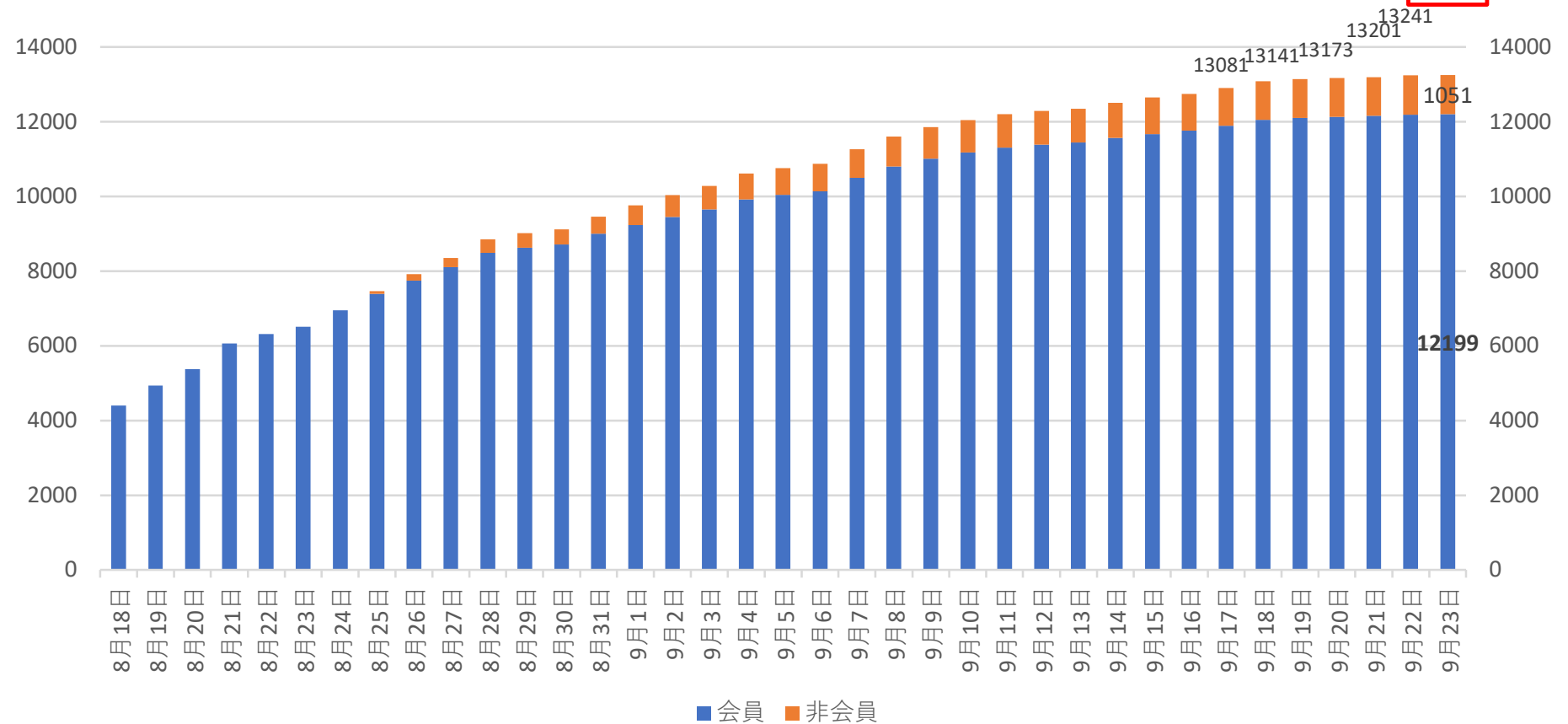
以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険

イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

みんなで安心マーク発行数 (9/23 9：30時点累計)



都道府県別みんなで安心マーク発行数 (9/23 9:30時点 ※会員のみ)

